

雌阿寒岳の噴火警戒レベル判定基準

平成 30 年 12 月 19 日現在

レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
5	<p>【居住地域を含む広範囲に重大な被害を及ぼす噴火が切迫又は発生】 次のいずれかの現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約 6,000 年前や約 9,000 年前のようなマグマ噴火が発生して噴火規模・頻度が増大傾向にある中で、顕著な地震活動や顕著な地殻変動が継続 ・連続的な噴火により高さ 10,000m を超える有色噴煙 ・規模の大きな噴火が発生し、火砕流や融雪型火山泥流が居住地域に到達すると予想される場合 	<p>左記の条件を満たさなくなった場合には、火山活動を評価した上でレベルを引き下げる（又は警報を切り替えて警戒範囲を縮小(レベル5 継続)）。</p>
4	<p>【居住地域を含む広範囲に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】 次の現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レベル3 の対象である約 6,000 年前や約 9,000 年前のようなマグマ噴火が発生して、噴火規模・頻度が増大傾向 	<p>左記の条件を満たさなくなった場合には、火山活動を評価した上でレベルを引き下げる。</p>
3	<p>【火口から 2 km を超えて居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生】 次のいずれかの現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ 2,000m ~ 10,000m の有色噴煙 ・火山性微動又は爆発地震が観測され、強い空振を伴う場合 ・居住地域に到達しない程度の火砕流や融雪型火山泥流の発生 <p>【火口から 2 km を超えて居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性】 次のいずれかの現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火（火口から約 2 km 以内に影響を及ぼす噴火）の規模・頻度が増大 ・マグニチュード 2 程度以上の規模の大きな地震の増加 ・山体の浅部及び深部が関係する顕著な地殻変動 ・火山ガス放出量の顕著な増加 	<p>左記の条件を満たさなくなった場合には、火山活動を評価した上でレベルを引き下げる（又は警報を切り替えて警戒範囲を縮小(レベル3 継続)）。</p>
2	<p>【火口から約 2 km 以内に影響を及ぼす噴火が発生】 次のいずれかの現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ 1,000m ~ 2,000m の有色噴煙 ・火山性微動又は爆発地震が観測され、明瞭な空振を伴う場合 <p>【火口から約 2 km 以内に影響を及ぼす噴火の可能性】 次のいずれかの現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火（火口から約 500m 以内に影響を及ぼす噴火）の規模・頻度が増大 ・地震活動の更なる高まり ・レベル2 の状況を上回る火口温度の顕著な上昇や地熱域の顕著な拡大 ・火口付近浅部の膨張を示す顕著な地殻変動 ・火山ガス放出量の増加 	<p>噴火の発生がなく（又はなくなり）地震活動が低調な状態が 1 ヶ月程度継続し、その間に火山性微動がなく噴煙高が一時的に高まってそれ以上高まりが認められない場合には、レベル 1 への引き下げを判断する。ただし、その後さらに 1 ヶ月程度のうちに火山活動が再び上昇に転じたと判断した場合は、左記の条件に達していなくてもレベル 2 に戻す。</p>

- ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
- ・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない（レベル下げのときも同様）。
- ・レベルの引き上げ基準に達しない程度の火山活動の高まりや変化が認められた場合などには、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表することで、火山の活動状況や警戒事項をお知らせする。
- ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。